

佐賀県告示第 239 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号。以下「県税条例」という。）
第 9 条の 2 第 1 項の規定により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は県
税条例若しくは佐賀県産業廃棄物税条例（平成 16 年佐賀県条例第 30 号）に定
める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又
は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主た
る事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、当該期限が令和 8 年 7 月 28
日以降に到来するものについては、個人の県民税（均等割及び所得割に限る。）、
証紙徴収の方法によって徴収する自動車税（県税条例第 113 条の 2 第 6 項及び
第 113 条の 3 の規定を含む。）及び狩猟税を除き、当該期限を別に告示で定める
期日まで延長する。

令和 8 年 8 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

都道府県名	地域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町